

# 北名古屋市と愛知医科大学との連携に関する協定書

北名古屋市と愛知医科大学（以下「両者」という。）とは、次のことおり連携に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、両者が連携のもと、幅広い分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携及び協力に関する事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 保健、医療及び福祉の充実
- (2) 人的交流及びインターンシップの促進と両者の協働
- (3) 知的・物的資源の相互活用として健康・福祉事業の推進
- (4) ボランティア支援協力
- (5) 地域のまちづくりの共同による事業の推進
- (6) その他前条の目的を実現するために必要な連携に関する事項

## （連携調整に関する事項）

第3条 両者は、この協定による連携の円滑な運営及び推進を図るために、それぞれ連絡調整に関する所管部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理等を行うものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成29年3月31日までの5年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

愛知医科大学 学長

石川直久

北名古屋市長

長澤 伸